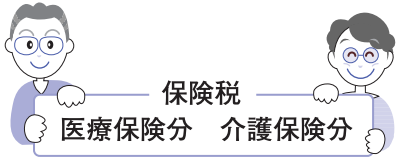
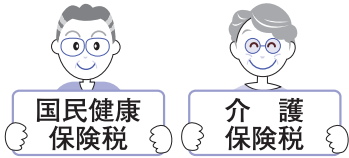


国民健康保険に加入している方へ

# 南越前町国民健康保険税の算出方法についてのお知らせ

南越前町では次の内容で国民健康保険税を納付していただきます。  
 なお、平成17年度国民健康保険税の課税対象期間は、平成17年4月から平成18年3月までの1年間です。

**保険税の計算方法** 保険税の計算は、医療分の保険税と介護分の保険税を、年齢によって次のように納付していただきます。

<b>40歳以上65歳未満の人</b> (第2号被保険者)	<b>65歳以上の人</b> (第1号被保険者)	<b>40歳未満の人</b>
医療保険分に介護保険分を合わせて、ひとつの国民健康保険税として納めます。	医療保険分のみを国民健康保険税として納めます。 介護保険税は別に納めます。	介護保険の加入者ではないため、医療保険分のみを国民健康保険税として納めます。
		国民健康保険税 (医療保険分)

## 平成17年度国民健康保険税率表 (年額)

保険税は、下の表で計算した「所得割①」「資産割②」「均等割③」「平等割④」の合計額となります。

区 分		医療分の保険税 (年額)	介護分の保険税 (年額)
所得割①	所得に応じた保険税 (被保険者の前年分の所得金額をもとに計算)	平成16年分の所得金額から基礎控除等した額 × 6.3% (基礎控除は33万円)	平成16年分の所得金額から基礎控除等した額 × 1.0% (基礎控除は33万円)
資産割②	資産に応じた保険税 (被保険者の当該年度 固定資産税額 [土地・家屋に係る分] をもとに計算)	平成17年度 固定資産税額 × 40%	平成17年度 固定資産税額 × 7.5%
均等割③	被保険者一人につき定額の保険税 (均等割は、前年の所得が一定基準以下の場合、減額されます。※参照)	被保険者数 × 28,000円	被保険者数 × 8,000円
平等割④	一世帯につき定額の保険税 (世帯割は、前年の所得が一定基準以下の場合、減額されます。※参照)	1世帯につき 28,000円	1世帯につき 5,000円
合 計 (①+②+③+④)		ただし、医療分の保険税の課税限度額 (年間) は 530,000円	ただし、介護分の保険税の課税限度額 (年間) は 80,000円
40歳未満の人		○	×
40歳以上65歳未満の人		○	○
65歳以上の人		○	× (別に介護保険料を納めます)

※低所得世帯の方には、次のとおり保険税の軽減があります。

軽減割合	軽減の対象となる基準所得額
7割	(前年) 総所得金額等 ≤ 33万円の世帯
5割	(前年) 総所得金額等 ≤ 33万円 + 世帯主を除く被保険者数 × 24万5千円の世帯
2割	(前年) 総所得金額等 ≤ 33万円 + 被保険者数 × 35万円の世帯 ただし、申請が必要です

保険税はみなさんが医療を受けるときの医療費の貴重な財源となります。自分のためだけでなく、みんなのためにも必ず納めましょう。

■問合せ先 町民税務課 ☎47・8014 今庄総合事務所生活企画室 ☎45・8000 河野総合事務所生活企画室 ☎48・7701